11月９日～15日は秋の火災予防運動期間

野焼きやたき火による火災を防止しましょう

これからの時期は、空気が乾燥し火災の発生しやすい季節となります。火災から大切な生命と財産を守るため、火の取り扱いには十分注意して火災予防に努めましょう。

問い合わせ　消防本部予防課（☎35-3284）

■火災の原因の多くは、枯れ草焼きやたき火などの野焼き

過去10年、市内で発生した火災は、「その他の火災」が多く、そのうちのおよそ６割が「枯れ草焼きやたき火などの野焼き」によるものです。

令和３年の火災発生状況

火災件数　13件（１月～９月末）
- 建物火災　６件
- 車両火災　１件
- その他の火災　６件

※火災総件数が、前年同時期より１件減

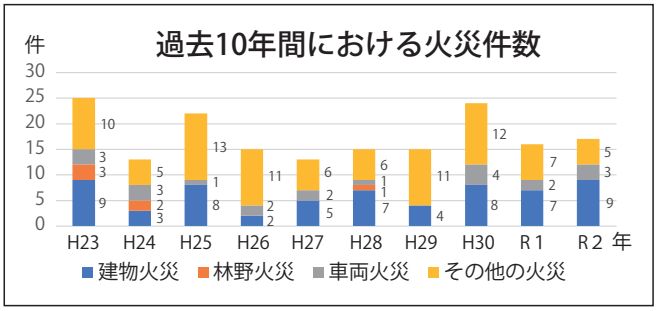

■枯れ草焼きやたき火などの野焼きから火災を減らすために

●消火器具の準備

消火器具（水バケツ、消火器、動力噴霧機など）の準備、焼却中はその場を離れない。

●気象状況の確認

気象状況（強風注意報など）を確認する。風の強い日（強風注意報発令中）や少しでも危険だと感じるときは行わない。風が強い日などは火の回りが予想以上に早く、火災となり煙に巻かれてしまうことがある。

●届出書の提出

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を事前に消防署へ提出または連絡する。

※この届出書は消防機関が実施状況を把握するものであり、届出したことで焼却行為を許可するものではありません。

●焼却禁止の例外でも注意しましょう

みだりな焼却や、周辺の生活環境に悪臭などの影響を及ぼしている場合は、焼却禁止の例外であっても、焼却を中止していただくことがあります。また、近隣に迷惑とならないよう配慮が必要となります。

おうち時間 家族で点検 火の始末

〔令和3年度全国統一防火標語〕

おうち時間が増えたからこそ、家族で防火について話し合い、家の中の対策を見直しましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具やカーテンへの延焼を防ぐために、防炎品を使用するのもオススメです。
- ストーブの周りに物を置かないようにしましょう。